

「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得支援補助金(以下「本補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、飲食店とは、県内で、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた施設(客席を設けて飲食させる施設に限る。)とする。

(目的)

第3条 飲食店における感染症防止対策の徹底を目的とした「島根県新型コロナ対策認証店」認証の取得に必要な感染対策機器類の購入および設置・改修に係る経費を補助することで認証取得を促進することを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の補助対象事業者(以下「事業者」という。)は、第2条で規定される飲食店を営業者(次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に限る。)とする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ. 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(補助金額)

第5条 本補助金の補助率、1店舗あたりの補助上限及び補助下限は別表1のとおりとする。

2 本補助金の交付は、1店舗あたり1回とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得に必要な別表2に定める感染対策機器類の購入および設置・改修に係る経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 前項の経費については令和3年4月1日以降に購入したものを補助対象とする。

(交付の条件)

第7条 本補助金は、「島根県新型コロナ対策認証店」認証の取得を交付の条件とする。

(他の補助金との併用)

第8条 国、県及び市町村等が実施した本補助金と同趣旨の支援事業において、国、県及び市町村等から補助金を受領した者は、この要領で定める補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第9条 事業者は、本補助金の交付を受けようとするときは、「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号の関係書類を添えて、令和4年3月4日までに知事に提出することとする。

- (1) 感染対策機器類の購入に係る領収書等
- (2) 購入機器類を店舗に設置したことを証明する写真
- (3) 「島根県新型コロナ対策認証店」認証(認証取得済みの場合)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定および額の確定)

第10条 知事は、第9条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、事業者へ交付決定を行い、「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得支援補助金交付決定兼確定通知により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の支払い)

第11条 知事は、前条の規定による通知をした日から、30日以内に申請者に支払うものとする。

(指示及び検査)

第12条 知事は、事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消)

第13条 知事は次の各号のいずれかに該当したときは、本補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が本要綱に違反し、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 本補助金の交付後において、当該交付申請が交付の要件を満たさないことが判明したとき。

- 2 申請者は、前項の交付決定及び額の確定の取消しがあった場合には当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第3号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、知事へ処分承認申請書（様式第4号）を申請し、承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第5号）を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(補助金の経理等)

第15条 事業者は、補助事業に係わる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第16条 補助事業の実施に際しては、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助率	補助上限（対象経費）	補助下限（対象経費）
2 / 3	200千円（300千円）	33千円（50千円）

別表2（第6条関係）

補助対象区分	補助対象品目
基本的な感染防止	消毒設備（センサー式、足踏み式等）
	手洗い場の設置・改修
	非接触型検温器
	ペーパータオルホルダー
	サーマルカメラ
飛沫防止	遮蔽設備（アクリル板、ビニールカーテン等。※レジ、テーブル・カウンター、送迎車内等）
	ビュッフェ方式の場合の食品・器具の保護カバー
	蓋式便座の設置、交換
	加湿器（加湿機能付きエアコン等加湿機能付きの機器を含む）
接触防止	手洗い場の非接触型水栓（センサー式、足踏み式等）
	キャッシュレス関連機器、非接触型精算機器
	予約受付用機器、整理券発券機、非対人型注文システム機器
	誘導サイン（順番待ち位置印ステッカー）
換気機能向上	網戸、換気扇の設置、交換
	扇風機、サーキュレーター
	二酸化炭素濃度測定器
	エアコン（換気機能があるもの）
その他	その他、新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費で、知事が認めるもの